

渋谷区告示第四百四十二号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十八条第四項により、次のマンション建替組合の解散を認可した。

平成三十年八月三十一日

渋谷区長 長谷部 健

- 一 解散するマンション建替組合の名称  
原宿住宅マンション建替組合
- 二 事務所の所在地  
東京都渋谷区神宮前三丁目三七番一号
- 三 施行再建マンションの敷地の区域  
東京都渋谷区神宮前三丁目三七番一
- 四 理由  
右マンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため
- 五 認可日

平成三十年八月三十一日